



通商産業省

7 取 信 第 1 2 号
平成 7 年 1 1 月 7 日

北海道通商産業局商工部消費経済課長 殿

通商産業省産業政策局取引信用室長



今後の友の会事業に係る法運用について

割賦販売法（以下「法」という。）の前払式特定取引の許可事業である友の会事業について、関係業界等からの同事業に係る規制緩和要望等を検討した結果、友の会事業者（以下「友の会」という。）の経営の健全化及び友の会事業の新展開を推進し、消費者利益の一層の増進を図る観点から、友の会事業に係る法運用については、今後以下のとおり実施することとする。

なお、平成 5 年 2 月 5 日付け 4 取信第 1 0 号の通達については、平成 7 年 1 1 月 6 日付けをもって廃止する。ただし、当該通達の廃止を行っても、前受金の保全については昭和 4 8 年 6 月 2 1 日付け第 5 2 4 号の 3 (7) をもって引き続き指導を行うものとする。

1. 取次ぎ対象として現行の商品に加え役務（サービス）及び取次ぎ先会社等の発行する商品券の容認

友の会事業として行う取次ぎ対象として、現行の商品に加え役務（冠婚葬祭に係る指定役務を除く。以下同じ）及び取次ぎ先会社等が発行する商品券（友の会が発行する買物券の商品券への交換）を容認することとする。

その際、契約約款にその旨を明記させるとともに、商品の売買の取次ぎ（役務の提供等の容認を含む。）に係る前受金の保全については法に基づき保全させるものとし、商品券への交換後については前払式証票の規制等に関する法律の規制を受けることとなる。

なお、役務（サービス）のみの取次ぎについては従前どおりの対応とする。

2. 取次ぎ先会社の要件（資本関係）の撤廃

現行の運用においては、取次ぎ先会社の要件として友の会と取次ぎ契約を締結していることのほか友の会との間に資本関係（商法上における連結対象会社の範囲）があることとしていたが、今後は資本関係の有無を取次ぎ先会社の要件としないこととする。

3. 買物券発券後の会員別使用状況の管理の緩和

友の会においては、買物券発券後前受金残高がゼロになるまで会員別使用状況の管理（個別管理）を行うよう指導してきたところであるが、今後次の要件を満たす友の会については、会員全体の使用状況の管理（総額管理）を容認することとする。

当該要件を満たす友の会とは、事前に通商産業局（部）に判断を求めることを前提とし、財務状況が健全であり、かつ、会員の買物券使用の実態を把握するため、買物券発券時に発券番号、会員名及び発券日の記録並びにこれらを記録した記録簿の保存を行う友の会とする。

4. 財務比率に係る指導措置の特例

友の会の財務比率が悪化した場合、法に基づく改善命令発出の対象となっているが、健全な財務状況を維持している友の会が、例えば、販売促進イベントやシステム開発等の投資等を行うことにより、一時的に財務比率の低下を招くことが予想される場合、事前に通商産業局（部）に判断を求めることを前提として、当該計画が適切と判断された場合は、当該投資等を実施することを容認することとする。

5. 友の会事業以外の事業を行うことの部分的容認

友の会事業に関係のない事業への前受金流失を防ぐ目的から当該事業への專業を指導しているところであるが、財務状況への悪影響がないことを前提に、会員等消費者への利便性の向上を図る目的から、事前に通商産業局（部）に判断を求めた上で、事業内容が適切と判断された場合は、当該事業以外の事業を行うことを容認することとする。

6. 取次ぎ媒体としてのクレジットカード利用の容認

友の会が積立満期時において発行している買物券に代わり、クレジットカード会社等（以下「カード会社」という。）が発行しているクレジットカードを買物券と同様の商品売買の媒体とすることを容認する。その際、友の会とカード会社間でカードの使用等に関する契約を締結させることとともに、その旨を容易に理解できるよう、契約約款に明記させることとする。

よって、満期通知後の友の会会員がカードにて買物を行った際の決済は、次のとおり行われる。

①買物額が満期積立金の残高までの場合

友の会会員の積立金残高から買物額総額の引落としがカードを媒体として行われる。

②買物額が満期積立金の残高を超えた場合

超えた分については、友の会とは別に、別途会員とカード会社とのカード会員規約に基づき行われる。

なお、取次ぎ媒体としてのカード利用については、約款等の整備が出来次第容認することとする。

以上を行うにあたり、商品に欠陥があった際の対応、紛失に際しての再発行等消費者トラブルの回避に向けて、最終的には友の会が責任をもって対応することの他、友の会が今後とも更なる消費者ニーズの把握及びコスト引き下げに努力を払い、適切な財務基盤の形成に努めるよう指導方万全を期されたい。